

議案第 37 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 29 年 2 月 20 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年三田町条例第35号）の一部を次のように改正する。

付則第23項中「平成20年4月分から平成24年3月分まで」を「平成29年4月分から平成32年3月分まで」に改め、「行政職給料表の適用を受ける職員」の次に「(三田市民病院職員の職名に関する規程（平成21年三田市民病院事業管理規程第14号）別表第2に掲げる職務名の職員のうち、技術職員に属するものを除く。）」を加え、「職務の級が1級から5級までの適用を受ける職員にあつては100分の98を」を削る。

付則第26項中「再任用職員」の次に「及び付則第23項の適用を受ける職員」を加える。

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 職員等の旅費に関する条例（昭和56年三田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

付則第5項中「平成24年4月1日から平成25年3月31日まで」を「平成29年4月1日から平成32年3月31日まで」に改める。

(三田市民病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第3条 三田市民病院事業管理者の給与に関する条例（平成21年三田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「平成24年4月分から平成24年9月分まで」を「平成29年4月分から平成32年3月分まで」に改める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。